

各種委員会・審議会等の委員報酬の見直しを行いました

各種委員会・審議会等の委員報酬については、合併時に協議し、決定された額となっていました。

しかし、近年民間においては、企業存続のためのリストラ、給与の削減等厳しい職場環境にあり、地方自治体においても職員数の削減、財政の健全化等が強く求められています。

このような社会経済情勢の変化に伴い、審議会等についても、行政改革の一環として今回見直しを行うことになりました。

内容としては、審議会等の委員報酬額の検討、また、審議する内容により報償費（謝礼・謝金）支払へと移行するものなど、審議会等の見直しを行いました。（別表参照）

これらの結果として、報酬額を見直しする審議会等が40件、報償費に移行する審議会等が17件、他の審議会等と整理・統合するものが1件となりました。

りました。

今後とも、より一層適正な市政運営に向け改善を進めますので、皆様のご協力をお願いします。

（別表）

審議会等委員報酬額の改正

委員の種類	報酬額
専門委員	18,000円
専門委員(医師)	20,000円
委員長	7,000円
委員	6,000円

■ 現行

委員の種類	報酬額
専門委員	20,000円
委員長	9,000円
委員	8,000円

※改正後の報酬額は、平成25年4月以降に開催される会議等から適用されます。

■ 問い合わせ先

総務課 ☎(40)5551

平成25年4月1日から高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

○改正のポイント
1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

■ 問い合わせ先

小山公共職業安定所(求人・事業所部門)

☎(22)1524
栃木労働局職業安定部
(職業対策課)
☎028(610)3557

必ずチェック 最低賃金使用者も、労働者も

栃木県最低賃金は、平成24年10月1日から1時間705円に改正されました。

栃木県内の6つ特定(産業別)最低賃金は、平成24年12月31日から改正されました。

■ 時間額

- ▼塗料製造業 856円
- ▼はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造 799円
- ▼電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 799円
- ▼自動車・同附属品製造業 802円
- ▼計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 799円

▼各種商品小売業 763円
■ 問い合わせ先
栃木労働局
労働基準部賃金室

☎028(643)9109
または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

下野市共通商品券を購入された皆様へ

「商品券」の有効期限は2月28日(木)までです。3月1日(金)以降はご利用できませんので、ご注意ください。

■ 問い合わせ先

- 下野市共通商品券発行事業実行委員会
- 下野市商工会 ☎(44)0202
- 下野市商工会南河内支所 ☎(48)0059
- 石橋商工会 ☎(53)0463

